国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十七号

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の十二第五項、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項並びに第十六条第一号及び第二号ロ並びに登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十条の規定に基づき、並びに国有林野の管理経営に関する法律を実施するため、この政令を制定する。

（国有林野の管理経営に関する法律施行令の一部改正）

第一条　国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二条を加える。

（権利設定料の納付方法）

第七条　権利設定料は、法第八条の十二第一項の設定の日から三十日以内に納付するものとする。

（権利設定料の返還）

第八条　国は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合においては、既に納付された権利設定料の額に当該事由の発生により樹木を採取することができなくなった樹木採取区の面積が法第八条の十二第一項の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を乗じて得た額を樹木採取権者に返還するものとする。

一　法第八条の二十二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権が取り消されたとき。

二　法第八条の二十二第三項の規定により樹木採取権が消滅したとき（国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）。

三　災害その他やむを得ない事由により樹木採取権を設定した目的を達することができなくなった場合において当該樹木採取権が放棄されたとき。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成八年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とする。

第二条中「第四条第四項第四号」を「第四条第五項第四号」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（木材製品利用事業）

第一条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる業種に属する事業とする。

一　土木工事業

二　建築工事業

三　木材・木製品製造業

四　家具・装備品製造業

五　パルプ製造業

六　紙製造業

七　電気業

八　熱供給業

九　前各号に掲げるもののほか、木材を原材料とする製品を相当量利用し、又は利用することが見込まれる業種として農林水産大臣が指定するもの

本則に次の三条を加える。

（都道府県が行う資金の供給の事業）

第五条　法第十六条第一号の政令で定めるところにより都道府県が行う資金の供給の事業は、認定事業者に対する当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の貸付けを行う銀行その他の金融機関に対し、資金を供給する事業とする。

（独立行政法人農林漁業信用基金が行う資金の貸付け）

第六条　法第十六条第一号の独立行政法人農林漁業信用基金による資金の貸付けは、都道府県が行う同号の資金の供給の事業に必要な資金の額の二分の一に相当する額の範囲内で行うものとする。

（木材製品利用事業者の範囲）

第七条　法第十六条第二号ロの政令で定める木材製品利用事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が三百人以下の会社及び個人であって、第一条第一号から第八号までに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに農林水産大臣が定める金額以下の会社並びに常時使用する従業者の数がその業種ごとに農林水産大臣が定める数以下の会社及び個人であって、第一条第九号に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むもの

（登録免許税法施行令の一部改正）

第三条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「又は公共施設等運営権」を「、公共施設等運営権又は樹木採取権」に、「、第四号又は第四号の二」を「又は第四号から第四号の三まで」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　安倍　晋三

樹木採取権登録令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三